

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例（平成14年3月町田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	団体名	区分	団体名
第2条第2項第2号に該当する団体	略	第2条第2項第2号に該当する団体	略
	地方税共同機構		地方税共同機構
	<u>公益社団法人国民健康保険中央会</u>		
第2条第2項第3号に該当する団体	<u>公益財団法人東京都スポーツ文化事業団</u>		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。